原議保存期間
 3年 (お16年3月31日まで)

 有 効 期 間 一種 (お116年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿 (参考送付先)

庁内各局部課長各附属機関の長を地方機関の長

警察庁乙生発第3号、乙官発第5号 乙刑発第3号、乙交発第3号 乙備発第3号、乙情発第3号 令和3年3月12日 警察庁次長

繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた総合対策の推進について (依命通達)

繁華街・歓楽街の安全・安心の確保については、「繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた総合対策の推進について(依命通達)」(平成27年7月17日付け警察庁乙生発第4号ほか。以下「旧通達」という。)に基づき、主要な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察を中心に諸対策を推進してきた結果、自治体等と連携した取組の一定程度の定着及び風俗環境等の一定程度の改善がみられるところであるが、客引きやスカウト行為等の迷惑行為、風俗関係事犯等は依然として後を絶たない状況にあるなど引き続き対策が必要な状況にある。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を視野に策定された「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定・閣議決定)においても、同戦略の一環として、健全で魅力あふれるまちづくり(繁華街・歓楽街)を推進するため、客引き等の迷惑行為の取締り等の対策を推進することとされている。

これらを踏まえ、繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けて、下記のとおり、現在推進中の総合対策を継続することとしたので、各都道府県警察にあっては、各都道府県の繁華街・歓楽街の実情に応じ、実効ある対策を推進されたい。

なお、旧通達は廃止する。 命により通達する。

記

1 推進体制の確立等

(1) 主要な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察

主要な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察(北海道警察、宮城県警察、埼玉県警察、警視庁、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、京都府警察、大阪府警察、兵庫県警察、広島県警察及び福岡県警察。以下「指定都道府県警察」という。)にあっては、重点的な取組を必要とする地域(以下「対象地域」という。)を選定した上で、次のとおり、推進体制の

確立及び推進計画の策定を行い対策を推進するものとする。対象地域の選定後は、随時、対策の進捗状況及び繁華街・歓楽街の実態を把握し、必要に応じて、対象地域、推進体制及び推進計画の見直しを行うものとする。

ア 推進体制の確立

指定都道府県警察は、警察本部及び繁華街・歓楽街を管轄する警察署 において、関係各部門の横断的な連携等が可能な推進体制を確立する。

イ 推進計画の策定

指定都道府県警察は、これまでの対策の検証を行い、その結果明らかとなった問題点等を踏まえ、以下の対策の重点を具体化した施策、推進 方策等を盛り込んだ推進計画を策定する。

(2) 指定都道府県警察以外の県警察

指定都道府県警察以外の県警察にあっては、必要に応じて、対象地域を 選定するものとする。この場合、上記のとおり、推進体制の確立及び推進 計画の策定を行った上で対策を推進するとともに、随時、必要な見直しを 行うものとする。

2 対策の重点

次の重点に従って対策を推進するものとする。

(1) 商店街等や自治体との協働による迷惑行為の防止と街並みの改善商店街、商工会議所、商工会、地域住民等(以下「商店街等」という。) や自治体に対して、犯罪の発生状況、個別の対策の現状や推進上の課題等を説明し問題意識を共有した上で、商店街等や自治体との協働により、客引きやスカウト行為、非行の深度が進んだ少年や不良行為者のい集、違法広告物の設置、ゴミや自転車の放置、違法駐車、落書き等の迷惑行為の取締りその他の排除活動を積極的に推進する。また、商店街等や自治体との協働により、迷惑行為を誘発する要因や街の景観を害する要因を排除するための街並みの改善を推進する。

さらに、自治体が行う新たなまちづくり事業の把握に努め、その計画段階から積極的に関与することにより、まちづくり事業が安全と安心に配意されたものとなるよう図る。

(2) 商店街等や自治体と連携した犯罪組織、違法風俗店等の排除及び犯罪インフラの解体等

繁華街・歓楽街において犯罪組織が暗躍することのないよう、雑居ビル、広告宣伝媒体等から犯罪組織を排除する取組を推進するとともに、取締りにより生じた空きビル、空き店舗等に違法な風俗店等が入居することを阻止するための取組を推進するなどして、繁華街・歓楽街からの犯罪組織、違法風俗店等の排除及び犯罪インフラの解体等を商店街等や自治体との連携により推進する。

(3) 風俗関係事犯等及び組織犯罪の取締り

繁華街・歓楽街の実態把握を徹底した上で、違法風俗営業等の風俗関係 事犯や不法就労、人身取引事犯、少年の健全育成を阻害する事犯、偽装結 婚等の偽装滞在事犯、組織的な資金獲得犯罪等の取締りを推進する。

3 留意事項

- (1) 対策推進に当たっては、対象地域ごとに繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に係る課題を見極め、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が繁華街・歓楽街の治安情勢に与える影響にも配慮しつつ、この課題の解決に向けた施策を重点的に推進すること。また、引き続き、担当職員の感染防止に努めるとともに、繁華街・歓楽街における感染拡大防止のために自治体が行う活動との連携にも配意すること。
- (2) 推進計画の策定及びその実施に当たっては、犯罪抑止対策、犯罪インフラ対策その他諸対策における各種取組との連動に配意すること。